

乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度) の  
概要について

# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者	保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満（※）
利用方法	保護者の就労要件を問わず、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用

（※）満3歳未満は、3歳の誕生日の前々日までを指します。

## 事業の実施形態（余裕活用型）

実施可能な施設	認定こども園、保育所、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く） （※）
実施方法	既存施設の0歳～2歳児の利用定員の空き枠の範囲で事業を実施するものです。
面積基準	既存施設の基準のとおりです。
配置基準に含むことができる職員	既存施設の基準のとおりです。
職員の配置基準	既存施設の基準のとおりです。
認可定員	既存施設の0歳～2歳児の認可定員数まで設定可能です。ただし、受け入れ可能枠は既存施設の利用児童数により増減します。

（※）門真市において家庭的保育事業等に該当する施設は、小規模保育事業A型のみです。

## 事業の実施形態（一般型）

実施可能な施設	制限なし
実施方法	受け入れる乳幼児数に応じて施設の面積や職員を確保して実施するものです。
面積基準	乳児室：乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡ ほふく室：乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡ 保育室又は遊戯室：幼児1人につき1.98㎡
配置基準に含むことができる職員	保育士及び子育て支援員（以下、「従事者」と記載しています。）
配置基準	乳児おおむね3人に対して従事者1人 満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人 従事者の原則として専任であり、半数以上は保育士とする必要があります。 また、従事者の配置人数は2人を下回ることはできません。
認可定員	面積基準や職員の配置基準を満たす範囲で設定